

**NPO法人は選挙活動が禁じられています。**

NPO法では、NPO法人は、国会議員、地方公共団体の議会議員又は首長の職の候補者等である「人」や「政党」について、選挙において当選させたり、落選させたりするようなことを目的として活動することが禁止されています。

例えば、法人として、特定の候補者を推薦する後援会活動を行ったり、特定の政党を応援したりするなどの選挙運動を行うことはできません。

このことは、NPO法人が、特定の公職の候補者等の選挙運動等のために利用されることを防止し、NPO法人の活動の健全な発展を促進しようとするNPO法の趣旨です。

この点をご理解の上、適正な法人運営を行っていただくようお願いいたします。

#### 【備考】

特定非営利活動促進法第2条第2項

この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(1) (略)

(2) その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ～ロ (略)

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。